

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後				改正前				
引用の法令番号一覧表				引用の法令番号一覧表				
索引	法令名	法令番号		索引	法令名	法令番号		
か	(省略)	(省略)		か	(同左)	(同左)		
	<u>家事事件手続法</u>	<u>平成 23 年法律第 52 号</u>			<u>家事審判法</u>	<u>昭和 22 年法律第 152 号</u>		
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表				
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語	
か	(省略)	(省略)	(省略)	か	(同左)	(同左)	(同左)	
	仮差押競合債権	○第 36 条の 12 関係 1	この条の適用を受ける債権		(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>換価執行行政機関等</u>	<u>第 12 条関係</u>	<u>換価執行決定をした行政機関等（滞納処分を執行する国の行政機関、地方公共団体の機関その他の者をいう。）</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>換価執行決定</u>	<u>第 12 条関係</u>	<u>徴収法第 89 条の 2 第 1 項に規定する換価執行決定</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
目次				目次				
第 2 章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等				第 2 章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等				
第 2 節 不動産又は船舶等に対する強制執行等				第 2 節 不動産又は船舶等に対する強制執行等				

改正後	改正前
<p data-bbox="465 272 792 304">第18条関係 仮差押えの執行</p> <p data-bbox="147 360 1111 475">10 仮差押登記の抹消の嘱託 12 仮差押えの執行、強制競売の開始決定及び滞納処分による差押えが競合した場合において、強制競売の手続を取消す決定が効力を生じたとき等の処理</p>	<p data-bbox="1451 272 1778 304">第18条関係 仮差押えの執行</p> <p data-bbox="1133 360 2096 475">10 仮差押登記のまつ消の嘱託 12 仮差押えの執行、強制競売の開始決定及び滞納処分による差押えが競合した場合において、強制競売の手続を取消す決定が効力を生じたとき等の処理</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="255 229 1001 256">第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等</p> <p data-bbox="376 317 882 344">第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等</p> <p data-bbox="441 402 817 429">第12条関係 強制競売開始の通知</p> <p data-bbox="147 489 822 517">強制競売開始の通知を受けた場合の差押債権者への公売の通知</p> <p data-bbox="170 531 1111 730">徴収職員は、滞納処分による差押えをしている不動産につき裁判所書記官から規則第15条に掲げる事項を記載した書面（強制競売開始決定通知書）により強制競売の開始決定があつた旨の通知を受けた場合（この条2項）において、その不動産を換価するときは、第3条関係9に定めるところに準じて差押債権者に対して公売の通知をするものとする。</p> <p data-bbox="170 745 1111 817">（注） 「強制競売開始決定通知書」には、強制競売開始決定の写しが添付されることになつている。</p> <p data-bbox="219 831 1111 1118">なお、「強制競売開始決定通知書」は、換価執行決定（徴収法第89条の2第1項に規定する換価執行決定をいう。以下同じ。）がされている場合であつても、滞納処分による差押えをしている徴収職員等に対して通知されるため、滞納処分による差押えをした徴収職員は、当該通知を受けた場合は、当該通知を受けた旨を速やかに換価執行行政機関等（換価執行決定をした行政機関等（滞納処分を執行する国の行政機関、地方公共団体の機関その他の者をいう。）をいう。以下同じ。）へ通知することに留意する（徴収令第42条の2第3項）。</p> <p data-bbox="356 1219 900 1246">第15条関係 強制競売の申立ての取下げ等の通知</p> <p data-bbox="147 1307 535 1334">強制競売の申立ての取下げ等の通知</p> <p data-bbox="170 1348 1111 1420">二重差押えがされた不動産について、強制競売の申立てが<u>取り下げられた</u>とき又は強制競売の手続を<u>取り消す</u>決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その旨を徴収職</p>	<p data-bbox="1240 229 1986 256">第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等</p> <p data-bbox="1361 317 1868 344">第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等</p> <p data-bbox="1426 402 1803 429">第12条関係 強制競売開始の通知</p> <p data-bbox="1133 489 1807 517">強制競売開始の通知を受けた場合の差押債権者への公売の通知</p> <p data-bbox="1155 531 2096 730">徴収職員は、滞納処分による差押えをしている不動産につき裁判所書記官から規則第15条に掲げる事項を記載した書面（強制競売開始決定通知書）により強制競売の開始決定があつた旨の通知を受けた場合（この条2項）において、その不動産を換価するときは、第3条関係9に定めるところに準じて差押債権者に対して公売の通知をするものとする。</p> <p data-bbox="1155 745 2096 817">（注） 「強制競売開始決定通知書」には、強制競売開始決定の写しが添付されることになつている。</p> <p data-bbox="1344 1219 1888 1246">第15条関係 強制競売の申立ての取下げ等の通知</p> <p data-bbox="1133 1307 1520 1334">強制競売の申立ての取下げ等の通知</p> <p data-bbox="1155 1348 2096 1420">二重差押えがされた不動産について、強制競売の申立てが<u>取下げられた</u>とき又は強制競売の手続を<u>取消す</u>決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その旨を徴収職員に</p>

改正後	改正前
<p>員に対し規則第 17 条に掲げる事項を記載した書面（強制競売終了通知書）により通知することになっている。</p> <p><u>(注) 「強制競売終了通知書」は、換価執行決定がされている場合であつても、滞納処分による差押えをした徴収職員等に対して通知されるため、滞納処分による差押えをした徴収職員は、当該通知を受けた場合は、その旨を速やかに換価執行行政機関等へ通知することに留意する（徴収令第 42 条の 2 第 3 項）。</u></p> <p style="text-align: center;">第 17 条関係 売却代金の残余の交付等の規定の準用</p> <p>1 残余金の交付手続等</p> <p>二重差押えがされた不動産の滞納処分による売却代金について滞納者に交付すべき残余（以下この条関係及び第 18 条関係において「残余金」という。）が生じた場合又は生じなかつた場合には、第 6 条関係に定めるところに準じて処理するものとする（この条において準用する法 6 条 1 項及び 3 項、令 8 条において準用する令 4 条。最高裁通達五の前段、三の前段参照）。</p> <p>(注) <u>1 第 6 条関係に定めるところに準じて処理する場合にあつては、「執行官」とあるのは「執行裁判所」と読み替える。</u></p> <p><u>2 換価執行決定がされた不動産の売却代金に係る残余金の処理は、その換価執行決定をした税務署長が行うことに留意する。</u></p> <p>3 強制執行続行の決定の申請があつた場合の処理</p> <p>二重差押えがされた不動産について強制執行続行の決定の申請があつた場合には、第 8 条関係及び第 9 条関係に定めるところに準じて処理する（この条において準用する法 8 条及び 9 条）。</p> <p><u>(注) 1 この条において準用する法第 9 条第 2 項の規定による意見の聴取は、換価執行決定がされている場合であつても、滞納処分による差押えをしている徴収職員等に対して行われるため、滞納処分による差押えをした徴収職員は、当該意見の聴</u></p>	<p>対し規則第 17 条に掲げる事項を記載した書面（強制競売終了通知書）により通知することになっている。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 17 条関係 売却代金の残余の交付等の規定の準用</p> <p>1 残余金の交付手続等</p> <p>二重差押えがされた不動産の滞納処分による売却代金について滞納者に交付すべき残余（以下この条関係及び第 18 条関係において「残余金」という。）が生じた場合又は生じなかつた場合には、第 6 条関係に定めるところに準じて処理するものとする（この条において準用する法 6 条 1 項及び 3 項、令 8 条において準用する令 4 条。最高裁通達五の前段、三の前段参照）。</p> <p>(注) 第 6 条関係に定めるところに準じて処理する場合にあつては、「執行官」とあるのは「執行裁判所」と<u>読替</u>える。</p> <p>(新設)</p> <p>3 強制執行続行の決定の申請があつた場合の処理</p> <p>二重差押えがされた不動産について強制執行続行の決定の申請があつた場合には、第 8 条関係及び第 9 条関係に定めるところに準じて処理する（この条において準用する法 8 条及び 9 条）。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>取があつた旨を換価執行行政機関等に速やかに通知をし、その換価執行行政機関等の意見を踏まえた上で回答することに留意する（徴収令第42条の2第3項、徴収法基本通達第89条の2関係10）。</u></p> <p><u>2 強制執行続行の決定は、換価執行決定がされている場合であつても、滞納処分による差押えをしている徴収職員等に告知することにより行われるため、滞納処分による差押えをした徴収職員は、当該告知を受けた場合は、当該告知を受けた旨を速やかに換価執行行政機関等へ通知することに留意する（徴収令第42条の2第3項）。</u></p> <p>4 強制執行続行の決定があつた場合の処理</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 強制執行続行の決定があつた場合において、滞納処分による差押えに係る国税を徴収するためには、徴収職員は、執行裁判所に対し交付要求をしなければならない。この場合の「交付要求書」（徴収規則3条1項。別紙第7号書式）には、この条において準用する法第10条第3項の規定による交付要求である旨を本文に記載するものとする。この場合には、徴収法第12条の規定が適用される（この条において準用する法10条3項及び4項）。</p> <p>なお、差押えに係る国税以外の国税についても、徴収法第82条第1項の規定による交付要求をすることができる。</p> <p>(注) 強制執行続行の決定があつたときは、執行法第49条第2項の規定により滞納国税の額を配当要求の終期までに執行裁判所に<u>届け出る</u>べき旨の催告がされるので、必要に応じ当該終期までに交付要求をしなければならないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第18条関係 仮差押えの執行</p> <p>2 仮差押えの執行の通知を受けた場合の仮差押債権者に対する公売の通知</p>	<p>4 強制執行続行の決定があつた場合の処理</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 強制執行続行の決定があつた場合において、滞納処分による差押えに係る国税を徴収するためには、徴収職員は、執行裁判所に対し交付要求をしなければならない。この場合の「交付要求書」（徴収規則3条1項。別紙第7号書式）には、この条において準用する法第10条第3項の規定による交付要求である旨を本文に記載するものとする。この場合には、徴収法第12条の規定が適用される（この条において準用する法10条3項及び4項）。</p> <p>なお、差押えに係る国税以外の国税についても、徴収法第82条第1項の規定による交付要求をすることができる。</p> <p>(注) 強制執行続行の決定があつたときは、執行法第49条第2項の規定により滞納国税の額を配当要求の終期までに執行裁判所に<u>届出る</u>べき旨の催告がされるので、必要に応じ当該終期までに交付要求をしなければならないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第18条関係 仮差押えの執行</p> <p>2 仮差押えの執行の通知を受けた場合の仮差押債権者に対する公売の通知</p>

改正後	改正前
<p>徴収職員は、滞納処分による差押えをしている不動産につき、裁判所書記官から規則第21条第1項において準用する規則第15条に掲げる事項を記載した書面（仮差押執行通知書）により仮差押えの執行がされた旨の通知を受けた場合において、その不動産を換価するときは、第3条関係9に定めるところに準じて仮差押債権者に対して公売の通知をするものとする。</p> <p>(注) 「仮差押執行通知書」には、仮差押命令の写しが添付されることに留意する。</p> <p><u>なお、「仮差押執行通知書」は、換価執行決定がされている場合であつても、滞納処分による差押えをした徴収職員等に対して通知されるため、滞納処分による差押えをした徴収職員は、当該通知を受けた場合は、当該通知を受けた旨を速やかに換価執行行政機関等へ通知することに留意する（徴収令第42条の2第3項）。</u></p> <p>3 仮差押えの申請の取下げ等の通知</p> <p>滞納処分による差押え後に仮差押えの執行がされた不動産（以下この条関係において「二重差押えがされた不動産」という。）について、仮差押えの申請が<u>取り下げられた</u>とき又は仮差押えの執行を<u>取り消す</u>決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その旨を徴収職員に規則第21条第1項において準用する規則第17条に掲げる事項を記載した書面（仮差押執行終了通知書）により通知することになっている（この条1項において準用する法15条）。</p> <p>(注) <u>「仮差押執行終了通知書」は、換価執行決定がされている場合であつても、滞納処分による差押えをした徴収職員等に対して通知されるため、滞納処分による差押えをした徴収職員は、当該通知を受けた場合は、当該通知を受けた旨を速やかに換価執行行政機関等へ通知することに留意する（徴収令第42条の2第3項）。</u></p> <p>4 滞納処分による差押え後に仮差押えの執行をした不動産</p> <p>仮差押えの登記前に滞納処分による差押えの登記がされたときは、この条第2項に規定する「滞納処分による差押後に仮差押えの執行をした不動産」として<u>取り扱う</u>ことに留意する。</p>	<p>徴収職員は、滞納処分による差押えをしている不動産につき、裁判所書記官から規則第21条第1項において準用する規則第15条に掲げる事項を記載した書面（仮差押執行通知書）により仮差押えの執行がされた旨の通知を受けた場合において、その不動産を換価するときは、第3条関係9に定めるところに準じて仮差押債権者に対して公売の通知をするものとする。</p> <p>(注) 「仮差押執行通知書」には、仮差押命令の写しが添付されることに留意する。</p> <p>3 仮差押えの申請の取下げ等の通知</p> <p>滞納処分による差押え後に仮差押えの執行がされた不動産（以下この条関係において「二重差押えがされた不動産」という。）について、仮差押えの申請が<u>取下げられた</u>とき又は仮差押えの執行を<u>取消す</u>決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その旨を徴収職員に規則第21条第1項において準用する規則第17条に掲げる事項を記載した書面（仮差押執行終了通知書）により通知することになっている（この条1項において準用する法15条）。</p> <p>(新設)</p> <p>4 滞納処分による差押え後に仮差押えの執行をした不動産</p> <p>仮差押えの登記前に滞納処分による差押えの登記がされたときは、この条第2項に規定する「滞納処分による差押後に仮差押えの執行をした不動産」として<u>取扱う</u>ことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>7 残余金の交付手続等</p> <p>残余金が生じたときは、徴収職員は、第6条関係1の(4)に定めるところに準じてその残余金をその不動産に対する強制執行について管轄権を有する裁判所（不動産の所在地を管轄する地方裁判所。以下この項、8及び14において「不動産の執行裁判所」という。）に交付しなければならない（この条2項）。</p> <p>なお、残余金を不動産の執行裁判所に交付すべき場合については、第17条関係2に定めるところに準じて処理するものとする。</p> <p>(注) <u>1 不動産の執行裁判所と保全執行裁判所（この条関係5参照）が異なる場合においても、残余金は、その不動産の執行裁判所に交付することに留意する。</u></p> <p><u>2 換価執行決定がされた場合における残余金の交付手続は、その換価執行決定をした税務署長が行うことに留意する。</u></p>	<p>7 残余金の交付手続等</p> <p>残余金が生じたときは、徴収職員は、第6条関係1の(4)に定めるところに準じてその残余金をその不動産に対する強制執行について管轄権を有する裁判所（不動産の所在地を管轄する地方裁判所。以下この項、8及び14において「不動産の執行裁判所」という。）に交付しなければならない（この条2項）。</p> <p>なお、残余金を不動産の執行裁判所に交付すべき場合については、第17条関係2に定めるところに準じて処理するものとする。</p> <p>(注) 不動産の執行裁判所と保全執行裁判所（この条関係5参照）が異なる場合においても、残余金は、その不動産の執行裁判所に交付することに留意する。</p> <p>(新設)</p>
<p>8 残余金が生じた場合等の通知</p> <p>二重差押えがされた不動産の滞納処分による売却代金について、残余金が生じた場合又は売却代金を供託した場合における不動産の執行裁判所に対する通知については、第6条関係1の(2)、(3)及び2に定めるところに準じて取り扱う（令10条1項において準用する令4条）。この場合において、「残余金交付通知書」（別紙様式7）には、保全執行裁判所、事件番号、事件名及び仮差押債権者の住所、氏名又は名称を付記するものとする。</p> <p>(注) <u>換価執行決定がされた場合における上記の不動産の執行裁判所に対する通知は、その換価執行決定をした税務署長が行う。</u></p>	<p>8 残余金が生じた場合等の通知</p> <p>二重差押えがされた不動産の滞納処分による売却代金について、残余金が生じた場合又は売却代金を供託した場合における不動産の執行裁判所に対する通知については、第6条関係1の(2)、(3)及び2に定めるところに準じて取扱う（令10条1項において準用する令4条）。この場合において、「残余金交付通知書」（別紙様式7）には、保全執行裁判所、事件番号、事件名及び仮差押債権者の住所、氏名又は名称を付記するものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>9 残余金が生じない場合の通知</p> <p>二重差押えがされた不動産の滞納処分による売却代金について、残余金が生じなかつた場合には、第6条関係3に準じて保全執行裁判所に通知するものとする。</p> <p>(注) <u>換価執行決定がされた場合における上記の保全執行裁判所に対する通知は、その換価執行決定をした税務署長が行う。</u></p>	<p>9 残余金が生じない場合の通知</p> <p>二重差押えがされた不動産の滞納処分による売却代金について、残余金が生じなかつた場合には、第6条関係3に準じて保全執行裁判所に通知するものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>10 仮差押登記の<u>抹消</u>の嘱託</p>	<p>10 仮差押登記の<u>まつ消</u>の嘱託</p>

改正後	改正前
<p>税務署長は、二重差押えがされた不動産について換価処分による権利移転等の登記を嘱託する場合において、仮差押えの登記は換価処分により消滅した権利の登記として、同時にその抹消を嘱託するものとする（不動産登記法 115 条 2 号）。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>税務署長は、二重差押えがされた不動産について換価処分による権利移転等の登記を嘱託する場合において、仮差押えの登記は換価処分により消滅した権利の登記として、同時にそのまつ消を嘱託するものとする（不動産登記法 29 条 2 号）。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>12 仮差押えの執行、強制競売の開始決定及び滞納処分による差押えが競合した場合において、強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたとき等の処理</p> <p>仮差押えの執行、強制競売の開始決定及び滞納処分による差押えの順に差押え等がされた場合、強制競売の開始決定、仮差押えの執行及び滞納処分による差押えの順に差押え等がされた場合又は強制競売の開始決定、滞納処分による差押え及び仮差押えの執行の順に差押え等がされた場合において、強制競売の申立てが取り下げられたとき又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官から徴収職員にその旨の通知がされる（法 31 条）。この場合には、仮差押えの執行がされていない不動産につき、強制競売の開始決定後に滞納処分による差押えをした場合において、強制競売の申立ての取下げ等の通知を受けたときの処理を定める第 31 条関係により取り扱うものとする。</p>	<p>12 仮差押えの執行、強制競売の開始決定及び滞納処分による差押えが競合した場合において、強制競売の手続を取消す決定が効力を生じたとき等の処理</p> <p>仮差押えの執行、強制競売の開始決定及び滞納処分による差押えの順に差押え等がされた場合、強制競売の開始決定、仮差押えの執行及び滞納処分による差押えの順に差押え等がされた場合又は強制競売の開始決定、滞納処分による差押え及び仮差押えの執行の順に差押え等がされた場合において、強制競売の申立てが取下げられたとき又は強制競売の手続を取消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官から徴収職員にその旨の通知がされる（法 31 条）。この場合には、仮差押えの執行がされていない不動産につき、強制競売の開始決定後に滞納処分による差押えをした場合において、強制競売の申立ての取下げ等の通知を受けたときの処理を定める第 31 条関係により取扱うものとする。</p>
<p>13 仮差押えの執行、強制競売の開始決定、滞納処分による差押え及び参加差押えが競合した場合の処理</p> <p>仮差押えの執行、強制競売の開始決定、滞納処分による差押え及び参加差押えが競合した場合においても、この条関係 11 及び 12 に定めるところに準じて処理するものとする。</p> <p>なお、上記の場合において、強制競売の申立てが取り下げられ、又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じた後、滞納処分による差押えを解除した場合における徴収職員等への通知については、二重差押えがされた不動産につき差押えを解除した場合における徴収職員等への通知を定めるこの条関係 6 に準じて処理するものとする。</p>	<p>13 仮差押えの執行、強制競売の開始決定、滞納処分による差押え及び参加差押えが競合した場合の処理</p> <p>仮差押えの執行、強制競売の開始決定、滞納処分による差押え及び参加差押えが競合した場合においても、この条関係 11 及び 12 に定めるところに準じて処理するものとする。</p> <p>なお、上記の場合において、強制競売の申立てが取下げられ又は強制競売の手続を取消す決定が効力を生じた後、滞納処分による差押えを解除した場合における徴収職員等への通知については、二重差押えがされた不動産につき差押えを解除した場合における徴収職員等への通知を定めるこの条関係 6 に準じて処理するものとする。</p>
<p>15 家庭裁判所が仮差押えの執行をした場合のこの法律の適用</p>	<p>15 家庭裁判所が仮差押えの執行をした場合のこの法律の適用</p>

改正後	改正前
<p>家庭裁判所が家事事件手続法第 105 条の規定により仮差押えの執行をした場合には、この法律の適用上（第 19 条関係 6 の(1)、第 20 条の 2 関係 2 の(1)のイ及び 6 の(1)、第 20 条の 9 関係 10、第 20 条の 11 関係 1、第 34 条関係 10、第 35 条関係 3 の(1)、第 36 条の 2 関係 2 の(1)及び 4 の(1)、第 36 条の 12 関係 5 並びに第 36 条の 14 関係 1 参照)、保全執行裁判所は家庭裁判所であることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 20 条の 9 関係 仮差押えの執行</p> <p>9 仮差押えの執行の取消し等の通知</p> <p>仮差押競合債権について、仮差押えの執行の申立てが取り下げられたとき又は仮差押えの執行を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は規則第 23 条の 6 において準用する規則第 17 条に掲げる事項を記載した書面（債権仮差押執行終了通知書）により徴収職員に通知することになっている（この条 1 項において準用する法 15 条）。</p> <p>10 家庭裁判所が仮差押えの執行をした場合のこの条の適用</p> <p>家庭裁判所が家事事件手続法第 105 条の規定により仮差押えの執行をした場合には、この条の適用上、保全執行裁判所は家庭裁判所であることに留意する。</p>	<p>家庭裁判所が家事審判法第 15 条の 3 の規定により仮差押えの執行をした場合には、この法律の適用上（第 19 条関係 6 の(1)、第 20 条の 2 関係 2 の(1)のイ及び 6 の(1)、第 20 条の 9 関係 10、第 20 条の 11 関係 1、第 34 条関係 10、第 35 条関係 3 の(1)、第 36 条の 2 関係 2 の(1)及び 4 の(1)、第 36 条の 12 関係 5 並びに第 36 条の 14 関係 1 参照)、保全執行裁判所は家庭裁判所であることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 20 条の 9 関係 仮差押えの執行</p> <p>9 仮差押えの執行の取消し等の通知</p> <p>仮差押競合債権について、仮差押えの執行の申立てが取下げられたとき又は仮差押えの執行を取消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は規則第 23 条の 6 において準用する規則第 17 条に掲げる事項を記載した書面（債権仮差押執行終了通知書）により徴収職員に通知することになっている（この条 1 項において準用する法 15 条）。</p> <p>10 家庭裁判所が仮差押えの執行をした場合のこの条の適用</p> <p>家庭裁判所が家事審判法第 15 条の 3 の規定により仮差押えの執行をした場合には、この条の適用上、保全執行裁判所は家庭裁判所であることに留意する。</p>